

調査結果の概要

第 1 情報連絡体制

災害発生時には、防災関係機関の初動対応が重要となってくることから、消防庁は地方公共団体に対し、休日、夜間等における職員の参集及び連絡が適切に行われる体制の構築、市町村、都道府県、国その他防災関係機関との連絡が迅速かつ円滑にできる体制の構築、住民への災害情報等の伝達手段の確保など、情報収集・伝達体制の充実を図るよう要請している。

1 都道府県の状況

(1) 気象台等からの気象情報の受信・伝達体制（調査結果表 1-1）

勤務時間外における気象情報の受信・伝達は、全ての都道府県において、何らかの手段により対応している。受信については、32 団体が職員の宿日直により対応しており、市町村等への伝達については、34 団体が自動転送により対応している。

表 1-1 都道府県の勤務時間外における気象情報の受信・伝達体制（都道府県数）

区 分	気象情報の受信体制						市町村等への気象情報の伝達体制						
	宿日直 職員	防災専 門の嘱 託職員	民間 委託	守衛 等	自動 受信	その 他	宿日直 職員	防災専 門の嘱 託職員	民間 委託	守衛 等	自動 転送	担 当 職 員 (登庁後)	その 他
令和 6 年 4 月 1 日 現在	32	20	7	16	19	4	22	13	5	10	34	4	3
令和 5 年 4 月 1 日 現在	33	17	7	19	19	6	23	10	5	12	34	4	3
令和 4 年 4 月 1 日 現在	32	16	6	19	17	6	23	10	4	12	35	4	3
令和 3 年 4 月 1 日 現在	33	18	4	18	10	7	24	13	2	12	34	4	3
令和 2 年 4 月 1 日 現在	32	20	—	22	—	9	23	15	—	14	36	5	2

注 それぞれの区分ごとに、複数回答あり。

気象情報の受信体制の民間委託と自動受信については、令和 3 年度から調査を開始した。

市町村等への気象情報の伝達体制の民間委託については、令和 3 年度から調査を開始した。

(2) 災害情報の受信体制（調査結果表 1-2）

勤務時間外における災害情報の受信については、全ての都道府県において、何らかの手段により対応しており、そのうち 34 団体が宿日直職員により対応している。

表 1-2 都道府県の勤務時間外における災害情報の受信体制
(気象情報を除く。)

(都道府県数)

区 分	災害情報の受信体制					
	宿日直 職員	防災専 門の嘱 託職員	民間委託	守衛等	自動受信	その他
令和 6 年 4 月 1 日 現在	34	20	7	12	11	3
令和 5 年 4 月 1 日 現在	35	16	7	15	10	3
令和 4 年 4 月 1 日 現在	32	16	6	19	17	6
令和 3 年 4 月 1 日 現在	35	18	4	15	5	5
令和 2 年 4 月 1 日 現在	34	20	—	19	—	4

注 それぞれの区分ごとに、複数回答あり。

災害情報の受信体制の民間委託と自動受信については、令和 3 年度から調査を開始した。

2 市町村の状況

災害情報の受信・伝達体制（調査結果表 2-1）

勤務時間外における災害情報の伝達については、全ての市町村において、何らかの手段により対応しており、近年は自動転送により住民に伝達する団体が増加している。

表 1-3 市町村の勤務時間外における災害情報の受信・伝達体制（市町村数）

区 分	市町村 の 受 信 者							住 民 へ の 伝 達 者							
	宿日直 職 員	防災専門 嘱託職員	民間 委託	守衛等	消防 機関	自動 受信	その他	宿日直 職 員	防災専門 嘱託職員	民間 委託	守衛等	受信者	自動 転送	職 員 登庁後	その他
令和 6 年 4 月 1 日現在	768	18	705	635	789	219	181	183	14	46	308	—	686	1533	194
市町村：1,741団体	44.1%	1.0%	40.5%	36.5%	45.3%	12.6%	10.4%	10.5%	0.8%	2.6%	17.7%	—	39.4%	88.1%	11.1%
令和 5 年 4 月 1 日現在	777	16	700	625	799	181	187	172	13	38	329	—	671	1535	188
市町村：1,741団体	44.6%	0.9%	40.2%	35.9%	45.9%	10.4%	10.7%	9.9%	0.7%	2.2%	18.9%	—	38.5%	88.2%	10.8%
令和 4 年 4 月 1 日現在	784	17	702	609	807	171	188	157	13	34	355	—	657	1,528	189
市町村：1,741団体	45.0%	1.0%	40.3%	35.0%	46.4%	9.8%	10.8%	9.0%	0.7%	2.0%	20.4%	—	37.7%	87.8%	10.9%
令和 3 年 4 月 1 日現在	794	13	723	584	802	132	188	135	13	26	396	—	651	1,515	187
市町村：1,741団体	45.6%	0.7%	41.5%	33.5%	46.1%	7.6%	10.8%	7.8%	0.7%	1.5%	22.7%	—	37.4%	87.0%	10.7%
令和 2 年 4 月 1 日現在	801	—	760	535	804	—	183	—	—	—	—	641	625	1,474	174
市町村：1,741団体	46.0%	—	43.7%	30.7%	46.2%	—	10.5%	—	—	—	—	36.8%	35.9%	84.7%	10.0%

注 それぞれの区分ごとに、複数回答あり。

市町村の受信者の防災専門嘱託職員と自動受信は、令和 3 年度から調査を開始した。

住民への伝達者の受信者については、令和 3 年度から受信者を細分化し、宿日直職員、防災専門嘱託職員、民間委託、守衛等に区分し調査をした。

第2 防災訓練の実施状況

災害時に迅速かつ的確な対応を行うためには、日頃から実践的な対応力を身に付けておく必要がある。消防庁では、地方公共団体に対し、多数の住民や関係機関の参加のもと、当該地域において特に訓練実施の必要性が高い災害を想定し、実践的な訓練を実施するよう要請するとともに、災害の種類、発生時間など様々な状況を想定した訓練の実施についても推進している。

1 都道府県の状況（調査結果表 1-3）

令和5年度は、全都道府県で延べ894回実施された。災害想定は地震を想定した訓練が468回と最も多く、次いで風水害を想定した訓練が207回となっている。

表 2-1 都道府県の防災訓練の実施状況（令和5年度）

実施団体数 回数		訓練形態				災害想定									
		実 動	図 上	通 信	そ の 他	風 水 害	土 砂 災 害	地 震	津 波	コ ン ビ ナ ー ト	大 火 災	林 野 火 災	原 子 力 災 害	火 山 災 害	そ の 他
実施回数	894	405	216	245	28	207	58	468	52	29	35	3	46	21	159
都道府県数 (団体数)	47	47	44	24	10	41	23	42	17	21	7	3	20	12	17

2 市町村の状況（調査結果表 2-2）

令和5年度は、1,543団体で延べ8,658回実施された。災害想定は地震を想定した訓練が5,455回と最も多く、次いで風水害を想定した訓練が1,624回となっている。

表 2-2 市町村の防災訓練の実施状況（令和5年度）

実施団体数 回数		訓練形態				災害想定									
		実 動	図 上	通 信	そ の 他	風 水 害	土 砂 災 害	地 震	津 波	コ ン ビ ナ ー ト	大 火 災	林 野 火 災	原 子 力 災 害	火 山 災 害	そ の 他
実施回数	8,658	5,435	1,056	1,717	450	1,624	803	5,455	636	25	133	49	162	63	1,040
市町村数 (団体数)	1,543	1,373	452	327	127	762	512	1,086	327	20	61	42	111	48	240

第3 災害対策本部等の設置状況

1 都道府県の状況（調査結果表 1-4）

令和5年中においては、災害対策基本法第23条に基づき災害対策本部を設置した団体は20団体で、延べ55回設置された。

また、これに準ずる災害警戒本部等を設置した団体は23団体で、延べ205回設置された。

表 3-1 都道府県における災害対策本部等の設置状況

区 分		災害対策本部 (災対法第23条)	災害警戒本部等
令和5年中	都道府県数	20	23
	設置延回数	55	205

第4 避難指示等の発令状況等（調査結果表 2-3）

令和5年度中に、災害対策基本法第56条に基づく高齢者等避難は延べ956回、災害対策基本法第60条に基づく避難指示は延べ773回、緊急安全確保は延べ60回発令されている。また、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域は、延べ14回設定されている。

表 4-1 市町村の避難指示等の発令状況等（その1）（延べ回数）

区 分	災害対策基本法第56条の発令回数			災害対策基本法第60条の発令回数					
	高齢者等避難			避難指示			緊急安全確保		
	回数	世帯数	人員	回数	世帯数	人員	回数	世帯数	人員
令和5年度	956	13,703,301	29,552,923	773	7,911,022	17,082,653	60	832,308	1,837,370

表 4-1 市町村の避難指示等の発令状況等（その2）

区 分	災対法第63条の 発動回数	災対法第64条の 発動回数	災対法第68条の 発動回数
令和5年度	14	1	12

第5 自衛隊の災害派遣要請状況（調査結果表 1-4）

令和5年中において、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき自衛隊の部隊等の派遣を要請した都道府県は15団体で、その要請回数は延べ296回、このうち航空機が出動した回数は延べ254回である。

表 5-1 都道府県における自衛隊の災害派遣要請状況

区 分		自衛隊の災害派遣要請	
			うち、航空機出動
令和5年中	都道府県数	15	6
	要請回数	296	254

第6 住民等の自主防災活動

1 自主防災組織

(1) 自主防災組織の組織数及び活動カバー率（調査結果表 2-4 その1、その2）

自主防災組織は地域住民の連携意識に基づき自主防災活動を行う組織であり、令和6年4月1日現在、1,741団体のうち、1,697団体（97.5%）で自主防災組織が設置されている。

全国の自主防災組織の総数は16万7,233組織であり、自主防災組織活動カバー率（全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合）は85.4%である（対前年度比±0%）。

表 6-1 自主防災組織活動カバー率

区 分	市町村数	管内世帯数 (A)	自主防災組織を有する 市町村数	自主防災組織 がその活動範囲としている 地域の世帯数 (B)	活動カバー率 (B/A)%	対前年差
令和6年4月1日現在	1,741	60,034,535	1,697	51,285,758	85.4%	±0
令和5年4月1日現在	1,741	59,639,178	1,692	50,946,560	85.4%	+0.7
令和4年4月1日現在	1,741	59,085,273	1,690	50,023,291	84.7%	+0.3
令和3年4月1日現在	1,741	59,073,148	1,691	49,866,465	84.4%	+0.1
令和2年4月1日現在	1,741	58,605,994	1,688	49,417,219	84.3%	+0.2

なお、その内訳として、町内会単位で結成されているものが15万8,633組織（94.9%）、小学校区単位で結成されているものが3,689組織（2.2%）となっている。

また、自主防災組織の構成員数は、4,643万6,380人となっている。

表 6-2 自主防災組織の組織数等

区 分	自主防災組織数	自主防災組織数内訳			構成員数	規約等を定めている組織数
		町内会単位	小学校区単位	その他		
令和6年4月1日現在	167,233	158,633	3,689	4,911	46,436,380	111,848
令和5年4月1日現在	166,923	158,404	3,688	4,831	46,411,078	111,581
令和4年4月1日現在	166,833	158,097	3,700	5,036	45,392,203	113,447
令和3年4月1日現在	169,804	161,130	3,629	5,045	45,585,339	116,011
令和2年4月1日現在	169,205	160,382	3,641	5,182	45,132,602	115,128

(2) 自主防災組織の位置付け（調査結果表 2-4 その3）

令和6年4月1日現在、地域防災計画において自主防災組織に関する事項を規定している市町村は、1,549 団体（90.0%）である。また、自主防災組織の設置に関する条例又は規則を有する市町村は、70 団体（4.0%）、同じく要綱を有する市町村は、543 団体（31.2%）である。さらに、自主防災組織の連絡協議会等の連合体を有する市町村は、438 団体（25.2%）である。

表 6-3 地域の自主防災組織の位置付け

区 分	市町村数	地域防災計画において自主防災組織について事項を規定している市町村数	自主防災組織の設置に関する条例等を有する市町村数		自主防災組織連合体を有する市町村数
			条例・規則	要綱	
令和6年4月1日現在	1,741	1,549	70	543	438
令和5年4月1日現在	1,741	1,537	69	537	440
令和4年4月1日現在	1,741	1,537	71	532	435
令和3年4月1日現在	1,741	1,528	71	527	438
令和2年4月1日現在	1,741	1,519	72	523	437

(3) 自主防災組織のリーダーに対する育成指導状況（調査結果表 2-4 その4）

令和6年4月1日現在、自主防災組織のリーダーに対する育成・指導研修は、主として市町村の防災主管課、消防本部・消防署等が主体となり行われており、その方法としては訓練の実施が1,102 団体で、手引き書等の配布が851 団体でとられている。

表 6-4 自主防災組織のリーダーに対する育成指導状況（その1）

（市町村数）

区 分	消防署・団が自主防災組織の平常時の訓練指導をしている	災害時には自主防災組織が消防署・団の指揮・命令の下、活動している	災害時には自主防災組織が独自に活動している
令和6年4月1日現在	1,109	359	1,106
令和5年4月1日現在	1,120	365	1,101
令和4年4月1日現在	1,124	370	1,114
令和3年4月1日現在	1,140	383	1,115
令和2年4月1日現在	1,134	390	1,109

表 6-4 自主防災組織のリーダーに対する育成指導状況（その2）

（市町村数）

区 分	リーダ ー の 育 成 ・ 指 導 研 修									
	育成・指導研修の主体					育成・指導研修の方法				
	消防本部、消防署	消防団	市町村の防災主管課	警察	その他	訓練を通じて	パンフレット手引き書等の配布	講演会・映画会・懇談会を開催	リーダー研修会を開催	その他
令和6年4月1日現在	666	484	1,255	44	180	1,102	851	819	667	162
令和5年4月1日現在	681	491	1,249	45	190	1,110	860	817	665	166
令和4年4月1日現在	697	497	1,244	45	183	1,125	863	814	654	163
令和3年4月1日現在	714	503	1,240	44	179	1,146	866	812	663	165
令和2年4月1日現在	734	512	1,244	45	178	1,155	860	806	679	163

注 重複回答あり

(4) 自主防災組織の任務及び活動実績（調査結果表 2-4 その 5、その 6）

自主防災組織は、通常、規約等により平常時又は災害時における活動内容を定めており、その状況は、表 6-5 のとおりである。令和 6 年 4 月 1 日現在、平常時の任務としている活動内容は、主として防災訓練、防災知識の啓発で、災害時の任務としている活動内容は、主として情報の収集・伝達、住民の避難誘導、初期消火となっている。

表 6-5 自主防災組織の任務とされている活動内容（組織数）（その 1）

区 分	平 常 時				
	防災訓練	防災知識 の啓発	活動範囲内 の防災巡視	バケツ、消火器 等の配布 又は共同購入	その他
令和 6 年 4 月 1 日現在	153,595	144,563	114,225	67,389	37,454
令和 5 年 4 月 1 日現在	152,589	143,477	112,838	65,984	36,670
令和 4 年 4 月 1 日現在	151,572	142,530	107,790	65,020	37,947
令和 3 年 4 月 1 日現在	154,603	145,513	111,000	66,054	36,551
令和 2 年 4 月 1 日現在	154,473	145,178	111,796	65,860	34,486

表 6-5 自主防災組織の任務とされている活動内容（組織数）（その 2）

区 分	災 害 時						
	災害危険 箇所等の 巡視	情報の 収集・ 伝達	初期消火	負傷者等 の救出・ 救護	住民の 避難誘導	給食給水	その他
令和 6 年 4 月 1 日現在	117,169	153,077	144,705	141,803	148,404	127,902	47,697
令和 5 年 4 月 1 日現在	117,287	152,463	144,567	141,531	147,984	128,453	48,296
令和 4 年 4 月 1 日現在	112,183	152,017	143,791	140,008	147,325	126,785	45,757
令和 3 年 4 月 1 日現在	113,569	154,752	146,692	143,365	151,659	131,140	47,887
令和 2 年 4 月 1 日現在	112,180	153,945	146,705	143,152	151,708	130,623	46,685

また、令和 5 年度の活動実績は表 6-6 のとおりである。

表 6-6 自主防災組織の活動実績（延べ回数）（その 1）

区 分	平 常 時				
	防災訓練	防災知識 の啓発	防災訓練	バケツ、消火器 等の配布 又は共同購入	防災訓練
令和 5 年度	84,942	48,770	31,755	10,390	17,533

表 6-6 自主防災組織の活動実績（延べ回数）（その 2）

区 分	災 害 時						
	災害危険 箇所等の 巡視	情報の 収集・伝達	初期消火	負傷者等 の 救出・救護	住民の 避難誘導	給食給水	その他
令和 5 年度	8,134	11,178	2,694	2,123	5,925	1,583	1,949

(5) 自主防災組織の資機材等保有状況（調査結果表 2-4 その 7）

令和 6 年 4 月 1 日現在、ヘルメット、防火衣等個人装備品(45.0%)、消火器・バケツ等初期消火用資機材(43.1%)、情報連絡用資機材のハンドマイク(39.5%)を保有する組織の割合が高くなっている。また、消火活動を行うための可搬動力ポンプを所有している組織は 10.5%である。

表 6-7 自主防災組織の資機材保有状況（その 1）

区 分		消火器・バケツ等 初期消火 用資機材	情報連絡用資機材		ジャッキバ ール等救助 用資機材	テント、担 架等の避難 ・救出用資 機材	土のう用 袋、かけや 等の 水防用 資機材
			携 帯 用 無 線通信機	ハンドマ イク			
令和 6 年 4 月 1 日現在 全167,233組織	組織数	72,038	17,786	66,023	59,831	63,701	35,550
	割合	43.1%	10.6%	39.5%	35.8%	38.1%	21.5%
令和 5 年 4 月 1 日現在 全166,923組織	組織数	73,391	17,987	66,759	60,510	63,895	35,959
	割合	44.0%	10.8%	40.0%	36.3%	38.3%	21.5%
令和 4 年 4 月 1 日現在 全166,833組織	組織数	72,267	17,349	66,129	53,478	61,901	34,178
	割合	43.3%	10.4%	39.6%	32.1%	37.1%	20.5%
令和 3 年 4 月 1 日現在 全169,804組織	組織数	72,199	17,295	67,092	54,422	61,689	34,013
	割合	42.5%	10.2%	39.5%	32.0%	36.3%	20.0%
令和 2 年 4 月 1 日現在 全169,205組織	組織数	73,474	17,489	67,500	55,643	61,950	34,390
	割合	43.4%	10.3%	39.9%	32.9%	36.6%	20.3%

表 6-7 自主防災組織の資機材保有状況（その 2）

区 分		救急医療用 セット、 ろ水器等の 救護用 資機材	ヘルメット、 防火衣等 個人装備品	ビデオ装置 等の防災 知識普及用 資機材	可搬動力 ポンプ
令和 6 年 4 月 1 日現在 全167,233組織	組織数	45,570	74,939	5,346	17,493
	割合	27.2%	45.0%	3.2%	10.5%
令和 5 年 4 月 1 日現在 全166,923組織	組織数	46,582	75,151	5,292	17,594
	割合	27.9%	45.0%	3.2%	10.5%
令和 4 年 4 月 1 日現在 全166,833組織	組織数	46,113	73,706	4,277	18,318
	割合	27.6%	44.2%	2.6%	11.0%
令和 3 年 4 月 1 日現在 全169,804組織	組織数	46,944	76,097	3,381	18,087
	割合	27.6%	44.8%	2.0%	10.7%
令和 2 年 4 月 1 日現在 全169,205組織	組織数	47,133	77,694	4,519	16,631
	割合	27.9%	45.9%	2.7%	9.8%

注 重複回答あり

(6) 自主防災組織の設立運営に対する助成の状況（調査結果表 2-5）

消防庁としては、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成 7 年度から自主防災活動用の資機材の整備を促進するための国庫補助制度を創設し、自主防災組織等の活動の一層の推進を図ってきた。市町村においても、同様の補助制度等の整備が進められている。なお、国で行われていた補助制度は、平成 18 年度に三位一体改革の一環で税源移譲されたが、平成 25 年施行の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」第 20 条において、国及び都道府県は市町村が行う自主防災組織等の育成発展を図るための取組を支援するための必要な援助を行うこととなっている。

ア 補助金

自主防災組織を育成するために、令和 6 年 4 月 1 日現在、1,741 団体のうち、1,161 団体（66.7%）において防災資機材購入及び運営費等に対する補助制度が設けられている。令和 5 年度は、実際に補助金の交付が行われているのは 1,741 団体中 1,024 団体（58.8%）であり、これに要した経費は全国で約 32 億 1 千万円となっている。

イ 現物支給

令和 6 年 4 月 1 日現在、1,741 団体のうち 322 団体（18.5%）において自主防災組織に対する資機材等の支給制度が設けられている。令和 5 年度は、実際に防災資機材等の支給が行われているのは 1,741 団体中 176 団体（10.1%）であり、これに要した経費は全国で約 3 億 9 千万円となっている。

表 6-8 自主防災組織の設立運営に対する助成市町村数

区 分	市町村数	補助金の状況			現物支給の状況		
		制度のある市町村数	交付実績のある市町村数	金 額 (単位:千円) (注)	制度のある市町村数	支給実績のある市町村数	金 額 (単位:千円) (注)
令和 6 年 4 月 1 日現在	1,741	1,161	1,024	3,213,766	322	176	395,306

注 金額は、それぞれ前年度中の実績額を示す。

2 女性防火クラブの状況（調査結果表 2-6）

女性防火クラブは、家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚等を目的に地域で活動している組織であり、万一の場合に相互に協力して活動できる体制を整え、安全・安心な地域社会を作るため、各家庭の防火診断、初期消火訓練、炊き出し訓練、防火防災意識の啓発等の活動を行っている。

令和6年4月1日現在の組織数は6,016団体、人員は87万9,941人となっている。

表 6-9 女性防火クラブの状況

区 分	女性防火クラブ数	
	組織数	人 員
令和6年4月1日現在	6,016	879,941

3 少年消防クラブの状況（調査結果表 2-7）

少年消防クラブは、主として10歳以上18歳以下の少年少女が災害、防火・防災について学ぶ組織であり、この年代から防火や防災についての知識を身近な生活の中に見出すとともに、研究発表会の実施、火災予防ポスター等の作成、実地見学等の活動を行い、地域や家庭における防火防災思想の普及に努めている。その活動は将来の地域防災の担い手を育成する活動として期待されている。

令和6年5月1日現在における少年消防クラブの組織数は4,029団体、クラブ員数は39万1,244人となっており、学校単位で組織されているもの（2,788組織、69.2%）が多い。

また、少年消防クラブの指導者数は、1万2,608人となっている（ただし、消防職団員は指導者数に含まれていない。）。

表 6-10 少年消防クラブの状況

区 分	クラブ 数 計	内 訳（クラブ数）						クラブ員 数 計	指導者 数 計
		学校単位			市町村 単 位	地 区 単 位	その他		
		小学校	中学校	高等学校					
令和6年5月1日現在	4,029	2,275	506	7	84	802	355	391,244	12,608

4 幼年消防クラブの状況（調査結果表 2-8）

幼年消防クラブは、幼年期において、正しい火の取扱いについて学び、消防の仕事をよく理解してもらうことにより、火遊び等による火災の減少を図ろうとするものであり、近い将来、少年少女として防災活動に参加できる素地をつくるため、主として9歳以下の児童（主に幼稚園、保育園の園児等）を対象として編成され、消防機関等の指導の下に組織の育成が進められている。

令和6年5月1日現在の組織数は1万3,058団体、クラブ員数は97万1,622人となっており、主に幼稚園や保育園単位で組織されている（1万2,930組織、99.0%）。

また、幼年消防クラブの指導者数は、9万4,928人となっている（ただし、消防職団員は指導者数に含まれていない。）。

表 6-11 幼年消防クラブの状況

区 分	クラブ 数計	内 訳（クラブ数）					クラブ員 数 計	指導者 数 計
		幼稚園・ 保育園 単位	学 校 単 位	市町村 単 位	地 区 単 位	その他		
令和6年5月1日現在	13,058	12,930	72	20	25	11	971,622	94,928